

離婚届

手続チェックシート

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	手続	チェック	職員 使用欄 総合窓口	手続の際に必要なもの	支所等	代理 人 に よ る 手 続 に	し ま し た	完 了 し た	お 手 続 し て く だ さ い	後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
					可							
1	離婚届			<p>○離婚届出用紙(A3サイズの所定用紙) 夫・妻の署名・押印(裁判離婚の場合は、申立人の署名・押印) 証人(成人お二人)の署名・押印(裁判離婚の場合を除く) ※離婚後も同じ氏(姓)を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法第77条の2の届)を届出する必要があります。(この届出は、離婚の日から3か月以内に届出することができます。)</p> <p>○夫・妻の印鑑(シャチハタ以外)</p> <p>○戸籍謄本(本籍地が青森市でない場合) ※あらかじめ本籍地の市区町村からお取り寄せください。</p> <p>○マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード ※氏(姓)や住所が変更となる方のみ</p> <p>※裁判離婚の場合は、以下のいずれかが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調停調書の謄本 ・審判書の謄本および確定証明書 ・和解調書の謄本 ・認諾調書の謄本 ・判決書の謄本および確定証明書 <p>※外国人の方と離婚する場合は、上記以外にも必要な書類がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>							<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎017-734-5242</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128</p>
<p>離婚届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりいたします。受付時間以外にお預かりした届書および土日祝日の受付時間に各窓口にてお預かりした届書は、記入内容に不備がある場合、改めて窓口にお越しいただき、訂正していただくことがありますので、提出いただく前に、平日に担当職員による届書の記入内容の確認を済ませてから提出されることをおすすめいたします。受付時間は11ページをご覧ください。</p>												

離婚届

～以下は、離婚に伴って必要となる手続です～

- ★マークの手続は、離婚届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- 「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へ お問い合わせください。)	代理人による 手続に	しました	お手続して 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所等	★ 住所を異動した方		受付	住民異動届 (転入届)(転居届) (転出届)	○転出証明書(転入する方) ○届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳等) ※以上のほか、届出によって必要なものが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	★ 前夫(前妻)と同居中で、生計を別にした方		受付	世帯分離届または世帯変更届 (世帯変更届)		可			駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	★ 住民基本台帳カードをお持ちの方		連絡票	記載事項変更手続 (住民基本台帳カード表面記載事項変更届)	○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	★ 氏(姓)が変更となる方		説明		氏(姓)の変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請をしてください。	可				浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	★ マイナンバーの通知カードをお持ちの方		修正	記載事項変更手続 (通知カード表面記載事項変更届)	○通知カード ○本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等)	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	★ マイナンバーカードをお持ちの方		連絡票	記載事項変更手続 (個人番号カード券面記載事項変更届)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	★ マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)		連絡票	署名用電子証明書の発行申請 (署名用電子証明書新規発行申請書)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(6～16桁の英数字)	可				
					氏(姓)の変更により署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は手続をしてください。					

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代理人 による 手続に よりましたか	完了 しましたか	後日 お手続き してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
									支所等	支所等
9	★ マイナンバーカードを申請中 で、氏(姓)が変更となる方		説明	再度申請が必要な場合がありますので、受付担当にご確認ください。					駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
10	離婚後の 戸籍謄本等が必要な方		説明	離婚後は、夫婦の戸籍に離婚の記載がされ、筆頭者でない方は、婚姻前の戸籍にもどるか新しい戸籍を作成することとなりますので、離婚届提出後、それぞれの本籍地の市区町村にご請求ください。なお、新しい戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。 【郵便請求】 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間に来られない方は、戸籍謄本等を郵便請求することも可能です。本籍地の市区町村にお問い合わせください。 本籍地が青森市の方は、青森市ホームページに郵便請求の方法を掲載しておりますので、ご参照ください。		可			駅前庁舎(1階) 市民課 ①窓口 (窓口対応チーム) ☎017-734-5239 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
11	離婚後の 住民票の写し等が必要な方		説明	住民票の写し等が交付できるようになるまでの日数は、市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。		可				
12	★ 氏(姓)または氏名で印鑑登録を していて、氏(姓)が変更となる 方		連絡票	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書) 氏(姓)の変更により印鑑登録は抹消となりますので、必要な方は手続をしてください。	○登録する印鑑 ※印鑑の素材や大きさによって登録できない印鑑がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	

住所等

印鑑登録

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄		手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へ お問い合わせください。)	代理人 による 手続に した か	完了 した か	後日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
			当日受付は 転記	預かり								待機 依頼
13	★ 国民健康 保険に加入して いて、氏 (姓)が変更となる 方	被保険者証の手書き 修正を希望する	当日受付は転記	92	預かり	被保険者証の氏(姓)変更手続 (国民健康保険資格異動届)	○国民健康保険被保険者証 ○世帯主および氏(姓)が変更となる方のマイナンバー がわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
			当日受付は転記	93	待機 依頼	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 離婚により社会保険等の扶養を外れ、国保に加入する場合は加入届が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。 </div> 被保険者証の氏(姓)変更手続 (国民健康保険資格異動届) ○国民健康保険被保険者証 ○世帯主および氏(姓)が変更となる方のマイナンバー がわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照 ※平日の受付時間内(8:30~18:00)に駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で離婚の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可					
14	★ 限度額適用認定証 または限度額適用・標準 負担額減額認定証をお持ち で、氏 (姓)が変更となる 方	認定証の手書き修正 を希望する	当日受付は転記	94	預かり	認定証の氏(姓)変更手続	○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	
					(発券)			可				
15	★ 妊産婦十割給付医療証をお 持ちで、氏 (姓)が変更となる 方	医療証の手書き修正 を希望する	当日受付は転記	95	預かり	医療証の氏(姓)変更手続	○青森市妊産婦十割給付医療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
					(発券)			可				
16	★ 特定疾病療養受療証をお持 ちで、氏 (姓)が変更となる 方	受療証の手書き修正 を希望する	当日受付は転記	96	預かり	受療証の氏(姓)変更手続	○特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可				
					(発券)			可				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員使用欄 総合窓口	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続きに しましたか	後日 お手続き ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
後期 高齢者 医療 制度	★ 後期高齢者医療制度に加入して いて、氏(姓)が変更となる方		説明	後日、青森県後期高齢者医療広域連合から新しい後期高齢者医療被保険者証を送付いたします。届きましたらお手元の被保険者証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	
	★ 限度額適用認定証または限度額 適用・標準負担額減額認定証を お持ちで、氏(姓)が変更となる 方		説明	後日、青森県後期高齢者医療広域連合から新しい限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額証を後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付いたします。届きましたらお手元の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	★ 特定疾病療養受療証をお持ち で、氏(姓)が変更となる方		説明	後日、青森県後期高齢者医療広域連合から新しい特定疾病療養受療証を後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付します。届きましたらお手元の特定疾病療養受療証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。				
国民 年金	老齢・障害・遺族基礎年金を受 給していて、氏(姓)が変更とな る方 (支給停止中の方も含まれま す。)		(発券)	年金証書の氏(姓)変更手続 (年金受給者氏名変更 届)	○年金証書	可	日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7498	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	国民年金 加入者 (20歳から60歳 まで)で、 氏(姓)が 変更となる 方		説明	種別変更手続 (国民年金被保険者種別 変更届)	○加入者の年金手帳またはマイナンバーがわかるもの ○加入者の社会保険資格喪失証明書	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	第3号被保険者で、 離婚により第1号被 保険者に変更となる 方で、年金をまだ受 給していない							
	第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養 されている配偶者							
	第1号被保険者で、 氏(姓)が変更となる 方		不要	氏(姓)変更の手続は不要です。お持ちの年金手帳の氏(姓)はご自身で修正してください。			支所等	
	第1号被保険者・・・ 自営業者、農業者・漁業者、学生お よび無職の方とその配偶者							

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職員 総合 使用 窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代理人 手続に よる した 完了 した 後日 お手 続い たい	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	★	◆							
23	★ 介護保険被保険者証をお持ち で、氏(姓)が変更となる方		当日受付は 転記	97	回収	被保険者証の氏(姓)変更手 続 ○介護保険被保険者証 後日、担当課から新しい介護保険被保険者証を送付いたします。	可	駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑰番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308 支所等	
	★ 介護保険負担割合証をお持ち で、氏(姓)が変更となる方		当日受付は 転記	98	回収	負担割合証の氏(姓)変更手 続 ○介護保険負担割合証 後日、担当課から新しい介護保険負担割合証を送付いたします。その際、離婚により世帯員が変 更となり、それに伴い負担割合が変更となる方には、お知らせを同封いたします。	可	駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑱番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
25	高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車 証)をお持ちで、氏(姓)が変更と なる方 ◆市営バス等を乗車1回につき100円で 利用できる乗車証です。				担当 課	乗車証の再交付申請 (高齢者福祉乗車証(いき 粋乗車証)再交付申請書) ○高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証) ※紛失等により持参できない場合は、本人の名前(氏 (姓)変更後)・生年月日・住所が確認できるもの (健康保険証等)をお持ちください。 ○顔写真1枚(無帽タテ3.5cm×ヨコ2.5cm、6ヶ月 以内の証明写真) ○交付手数料1,000円 (介護保険料の段階により無料となる場合があります。)	不可	駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑯番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	
26	氏(姓)が変更となる				担当 課	受給者証の氏(姓)変更の手 続 (自立支援医療費受給者 証記載事項等変更届出 書) ○精神通院医療受給者証 ○受給者の認印 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可		
	精神通院 医療受給 者証をお 持ちの方 健康保険被保険者証 の世帯員が変更とな る				担当 課	世帯状況の変更手続 (自立支援医療費支給認 定(変更)申請書) ○精神通院医療受給者証 ○受給者の認印 ○受給者の健康保険被保険者証 ※受給者が国民健康保険や国民健康保険組合等に加 入している場合は加入者全員分が必要となりま す。 ○受給者の年金受給額がわかるもの ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
28	障害福祉サービス等受給者証を お持ちで、氏(姓)が変更となる 方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証				担当 課	受給者証の氏(姓)変更手続 (申請内容変更届) および 利用者負担額の変更手続 (支給変更申請書兼利用 者負担額減額・免除等 変更申請書) ○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者 証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療 受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	

障がい(障害福祉サービス・手当・障がい者手帳・各種助成)

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チエック	職員 総合 窓口 使用 欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代理人 による 手続に した り し た	完了 した 後 日	お 手 続 い て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
29	地域生活支援事業を利用して、氏(姓)が変更となる方 ◆日中一時支援事業 ◆外出介護サービス事業 ◆訪問入浴サービス ◆入院時意思疎通支援事業				担当課 決定通知書の氏(姓)変更手続 および 利用者負担額の変更手続 (変更届)	○各事業の決定通知書のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	
30	特別児童扶養手当を受給している方	対象となっている児童			担当課	氏(姓)変更手続 (特別児童扶養手当氏名・ 住所変更届)	○特別児童扶養手当証書 ○戸籍謄(抄)本 ○受給者の認印	可			
31	氏(姓)が変更となる方	保護者・養育者等			担当課			可			
32	障がい者手帳をお持ちで、氏(姓)が変更となる方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	No.26~31のうち、ひとつでも該当する、または該当するか不明			担当課	障がい者手帳の氏(姓)変更手続 (身体障害者手帳変更届) (愛護手帳(療育手帳)交付等申請(届出)書 (障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書)	○障がい者手帳 ○手帳をお持ちの方の認印 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合) ○手帳をお持ちの方または保護者の認印 (愛護手帳の場合) ※身体障害者手帳および愛護手帳は、自署する場合は認印は不要です。 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照 ※愛護手帳の手続の際には不要です。	可			
		★No.26~31のいずれにも該当しない	当日受付は 転記	99	申・預かり			可		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
33	特別児童扶養手当の受給を希望する方				担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へご相談ください。	可				
34	市営バスまたはJRバス福祉乗車証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方				担当課	乗車証の再交付申請 (福祉乗車証交付申請書)	○福祉乗車証 ○障がい者手帳 ○顔写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm)	可			
35	★青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		当日受付は 転記	100	預かり	利用券綴の氏(姓)変更手続	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴	可			
36	★青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		当日受付は 転記	101	預かり	給油券綴の氏(姓)変更手続	○青森市福祉自家用車給油券綴	可			

障がい

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員使用欄 総合窓口	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へ お問い合わせください。)	支所等	よる 代理人 に 続 け ま し た	し ま し た	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)		
障がい	37	重度心身障害者医療費助成を受給している方		(発券)	状況に応じて必要な手続きが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113		
	0歳から中学生のお子さんがいる方											
	子ども	38	受給者が公務員		説明	勤務先へ申請をしてください。				受給者の勤務先		
		39	氏(姓)が変更となる		担当課	変更手続き (児童手当・特例給付に 係る変更届)	<input type="checkbox"/> 受給者の認印 (自署する場合は不要です。) <input type="checkbox"/> 普通預金通帳 (受給者の口座名義が変更となる場合)	可			駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
		40	養育する児童の人数が減る		担当課	額改定手続き (児童手当・特例給付額改 定届)	<input type="checkbox"/> 受給者の認印 (自署する場合は不要です。)	可				
		41	児童手当を受給している方 養育する児童がいなくなる		担当課	消滅手続き (児童手当・特例給付消 滅届)	<input type="checkbox"/> 受給者の認印 (自署する場合は不要です。)	可				
42		これから受給する		担当課	認定請求手続き (児童手当・特例給付認 定請求書)	これから受給する方の <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 普通預金通帳 <input type="checkbox"/> 認印 (自署する場合は不要です。) <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照 ※以上のほか、これから受給者となる方の状況に応じて添付書類(年金加入証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可					
43	上記のいずれにもあてはまらない		担当課	状況に応じて必要な手続きが異なりますので、担当課へお問い合わせください。	可							

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に	しました	お手続きして	青森地区の担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先)
0歳から中学生のお子さんがいる方										
44	子ども医療費助成を受給している方(所得制限等の資格要件があります。)			健康保険証が変更となり受給申請をする	担当課	資格認定申請 (青森市子ども医療費受給資格認定(更新)申請書) ○変更後のお子さんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ○所得課税証明書 ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(保護者の所得課税証明書、子どもが含まれた戸籍謄本)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 状況に応じて、ひとり親医療費助成制度に該当する場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
45	受給をしていて健康保険証が変更となる			健康保険被保険者証の変更手続 (青森市子ども医療費受給者証等交付申請事項変更届)	担当課	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証 ○変更後のお子さんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード 状況に応じて、ひとり親医療費助成制度に該当する場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			
就学前のお子さんがいる方										
46	保育所等に入所している			保護者等の変更手続 (支給認定変更申請書)	担当課	○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (教育保育チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
小学生のお子さんがいる方										
47	放課後児童会を利用している			保護者等の変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届)	担当課	なし	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代理人による 手続に しました 完了した	お手続き 後日 してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小学生・中学生のお子さんがある方									
48	保護者の変更を希望する		担当課	保護者の変更手続 (児童・生徒の改姓等の届) 手続は保護者の方に限ります。	なし	不可		駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 または、各小中学校	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育事務所 教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 または、各小中学校
49	就学援助を受給している		説明	就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世帯票)) 各小・中学校で申請をしてください。	申請用紙は各小・中学校にあります。	一部可		駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育事務所 教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003
小児慢性特定疾病医療費助成を受給している方									
50	青森市小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証をお持ちで、受給 者証の記載事項が変更となる		担当課	受給者証の記載事項変更手 続 (小児慢性特定疾病医療受 給者証等事項変更届)	○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○保護者の認印 ○離婚後の世帯全員のマイナンバーがわかるものと届 出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可		青森市保健所(1階) 健康づくり推進課 (母子保健チーム) ☎017-743-6111	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
51	離婚により加入の健康保 険被保険者証が変更とな る		担当課	別途手続が必要となりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		可			
ひとり親家庭等に該当する方									
52	ひとり親家庭等医療費助成の受 給申請をする ◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳 に達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。		(発券)	資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等 医療費受給資格認定 (更新)申請書)	○保護者とお子さんの健康保険被保険者証 ○お子さんが含まれた戸籍謄本 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一 住所全員分の戸籍謄本および所得課税証明書)が必 要な場合がありますので、詳しくは担当課へお問い 合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
53	児童扶養手当の受給申請をする ◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳 に達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。		担当課	認定請求手続 (児童扶養手当認定請求 書)	要件により必要書類が異なりますので、申請前に担当 課へお問い合わせください。	不可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	
54	★ 青森市母子父子寡婦福祉資金貸 付金の借主、連帯借主、連帯保 証人	当日受付は 転記	102	不要	氏(姓)変更手続 (氏名等変更届)	可			

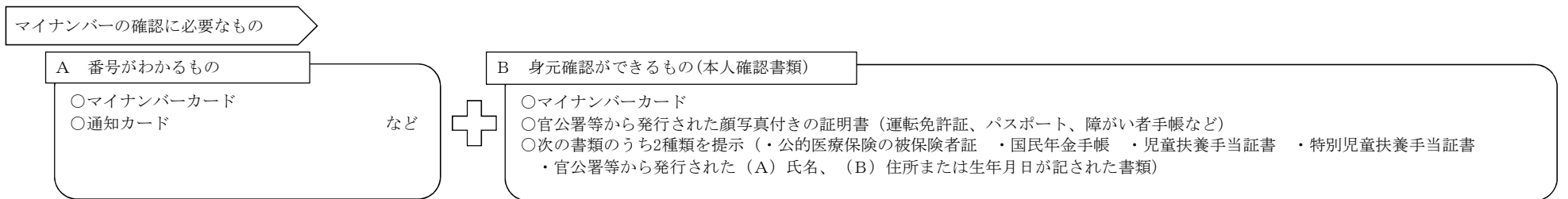
子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職 員 使 用 欄 合 窓 口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代 理 人 手 続 に よ り ま し た か	し ま し た 後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
その他	55 犬の登録をしていて、氏(姓)が変更となる方			説明	担当課へ電話でお知らせください。(変更前・変更後の飼い主の氏名と住所が必要です。)	可		青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
	56 青森市の保健所に届出や許可等を受けている方			説明	医事・薬事に関する届出や許可等 各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		青森市保健所(1階) 保健予防課 (医事薬事チーム) ☎017-765-5281	
		説明	理美容、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、温泉利用施設、特定建築物、貯水槽及び井戸水、食品衛生、集団給食施設等に関する各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 (食品衛生チーム) ☎017-765-5293					
57 市民図書館の利用者カードをお持ちで、氏(姓)が変更となる方					氏(姓)変更手続 (氏名等変更届) ○利用者カード ○変更後の氏(姓)が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等) ※住民票の写しは確認後返却いたします。	不可		青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 (食品衛生チーム) ☎017-765-5293 アウガ(6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455 各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。	

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示のうえ、申請・届出書等にマイナンバー(12桁の個人番号)の記入が必要となります。(手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。)
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。



《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口) (平日 8:30~18:00) ※土日祝日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課 (平日 8:30~18:00) ※土曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・柳川情報コーナー(平日 8:30~18:00)
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(西部、油川、荒川、横内、東岳、高田) (平日 8:30~17:00)

※いずれの窓口も年末年始(12月29日~翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越に伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。